

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ギニア	食糧援助に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 H17.3.31まで	H16.4.2 コナクラリ で (同日)	日本側 富田嘉孝在ギニア 大使 エラジ・ライエ ギニア側 エラジ・ライエ ルノ・ハビブ・ダイアロ 協力大臣	H16.12.21 819号
ギニア	中部ギニア農村飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	中部ギニア農村飲料水供給計画を実施するために必要な 1. 深井戸の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 車両及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	546,000千円 H17.3.31まで	H16.6.28 コナクラリ で (同日)	日本側 富田嘉孝在ギニア 大使 エラジ・ライエ ギニア側 エラジ・ライエ ルノ・ハビブ・ダイアロ 協力大臣	H17.1.19 53号
ギニア	予防接種拡大支援計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	予防接種拡大支援計画を実施するために必要な 1. 車両、機材及び医薬品並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の車両、機材及び医薬品の輸送に必要な役務の供与	248,000千円 H18.3.7まで	H17.3.8 コナクラリ で (同日)	日本側 富田嘉孝在ギニア 大使 エラジ・ライエ ギニア側 エラジ・ライエ ルノ・ハビブ・ダイアロ 協力大臣	H17.6.20 450号
ギニア	食糧増産援助に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	食糧生産の増大に寄与するための農産物資並びにその輸送及び調達に必要な役務の供与	200,000千円 H17.3.31まで	H17.3.8 コナクラリ で (同日)	日本側 富田嘉孝在ギニア 大使 エラジ・ライエ ギニア側 エラジ・ライエ ルノ・ハビブ・ダイアロ 協力大臣	H17.6.23 482号
ギニア	食糧援助に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	350,000千円 H18.3.31まで	H17.4.25 コナクラリ で (同日)	日本側 富田嘉孝在ギニア 大使 エラジ・ライエ ギニア側 エラジ・ライエ ルノ・ハビブ・ダイアロ 協力大臣	H17.6.21 462号
ギニア	中部ギニア農村飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の交換公文	中部ギニア農村飲料水供給計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	527,000千円 H18.3.31まで	H17.6.8 コナクラリ で (同日)	日本側 富田嘉孝在ギニア 大使 エラジ・ライエ ギニア側 エラジ・ライエ ルノ・ハビブ・ダイアロ 協力大臣	H17.7.12 652号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ギニア	コナクリ市飲料水供給改善計画 のための贈与に関する日本国政 府とギニア共和国政府との間の 交換公文	コナクリ市飲料水供給改善計画を実施するために必 要な 1. 導水管の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	860,000千円 H18.3.31まで	H17.6.8 コナクリ で (同日)	日本側 富田嘉孝在ギニア ギニア側 エラジ・ライエ ルノ・ハビブ・ダイアロ 協力大臣	H17.7.12 653号
ギニア	食糧援助に関する日本国政府と ギニア共和国政府との間の交換 公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H18.11.22まで	H17.11.23 コナクリ で (同日)	日本側 片岡林造在ギニア ギニア側 エラジ・ライエ ルノ・ハビブ・ダイアロ 協力大臣	H17.12.7 1134号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。